

# 別府市立亀川小学校 「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止に関する基本的方針

### 1. 基本理念

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく傷つけ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせることに鑑み、別府市立亀川小学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「大分県いじめ防止基本方針」「別府市いじめ防止基本方針」に基づき、「亀川小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための万全の対策に積極的に取り組むものとする。

### 2. いじめの禁止

児童は、学校内外を問わず、けっしていじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### 3. 学校及び教職員の責務

学校は、学校内外を問わずいじめが行われることなく、全ての児童が安全・安心の中で教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の対策を講じるものとする。

教職員は、全員で全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等のいじめ防止対策に努めるものとする。特に、早期発見については、児童との信頼関係づくりに努めるとともに、児童の変化を見る目を養いいじめの兆候を看過しないものとする。

## II いじめ防止対策の基本事項（実践の方向）

1. 学校教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「いじめゼロが亀川小の常識」をスローガンとして、児童・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
2. 児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を認め尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する集団づくりのため、道徳教育や体験活動の充実を図り、自己有用感・自己存在感の滋養に努める。
3. いじめ防止対策については、「予防」「早期発見」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の7観点から基本的対策を講じる。

## III いじめに対する基本的対策

### 1. 予防について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるように規範意識を育て、いじめを生まない土壌をつくる。

#### ＜実践の方向性＞

- ① 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うよう学期に1回、人権教育週間を設ける。また、「いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド」を活用し、未然防止に努める。
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、適切に対処できるよう学年・学級と共にス

クールサポーター・スクールカウンセラーと連携・協力し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ③ 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じ、更に自尊感情を高められる学校生活づくりの基盤づくりに努める。(幼稚園と1年のふれあい、1年と6年のふれあい、亀の子班による縦割りのつながりで上級生が下級生に優しくする人間関係を築く)
- ④ いじめの問題への取り組みの重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進する。

## 2. 早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める取り組みを推進する。

### ＜実践の方向性＞

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取り組みに徹する。
- ② いじめの早期発見のため、毎月の生活アンケート調査や専科の先生との情報交換をする。
- ③ 毎月1回いじめ不登校対策委員会を開き、児童の状況を確認するとともに、問題がある場合はチームで対応する。

## 3. 対応について

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う取り組みを推進する。また、家庭や別府市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

### ＜実践の方向性＞

- ① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（聞きとり→対応→指導→保護者への連絡）について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。
- ② いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### 重大事態への対処

学校や別府市教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や別府市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

#### 4. 相談について

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるために、子どもの相談窓口として養護教諭、スクールサポート（S S）を有効に活用する。また保護者の相談窓口としては総合教育センターを活用する。

#### 5. 連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と普段からの密な連携を図る。

##### ＜実践の方向性＞

- ① いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気付いていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことをPTA総会やホームページを通して家庭や地域に十分に理解してもらう機会をもつ。
- ② いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対に守る」姿勢を貫くことや、いじめている子どもに対しては、状況に応じて、懲戒（具体的に提示）や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- ③ PTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ④ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校運営協議会を中心に構築する。

#### 6. 組織について

亀川小学校では、「いじめ防止対策推進法第22条」に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となるいじめ・虐待・不登校対策委員会を設置する。これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応する必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することから、設置するものである。

##### ＜参考＞ いじめ防止対策推進法 第22条

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

また、学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、本校職員、すべての保護者や児童、地域住民などの参加を図るためにも、職員会議、代表委員会、PTA総会、地区青少年育成会などの場で本取り組み等を広く紹介し、協議、検証しながら、学校のみの対応でなく、家庭、地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。

## 7. 啓発について

- (1) 学校ホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載する。
- (2) 2学期末に人権参観日を設定し、保護者への啓発をすすめる。
- (3) 「子どもみまもり活動」運動を地域に働きかけ、「地域の子どもは地域で守る」という意識を高める。